

## 部活動の在り方検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 部活動の改善の方向性や運営体制、望ましい指導の在り方について検討するため、部活動の在り方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(任期)

第2条 委員の任期は、平成30年3月までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長等)

第3条 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が議長となる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めた者は、前項の規定に関わらず、傍聴することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務は、島根県教育庁保健体育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。